

岐阜市薬剤師会 電子処方箋運用に関するルール

Ver. 1

令和7年1月

岐阜市薬剤師会電子処方箋対応ワーキンググループ作成

- 医療機関、薬局における電子処方箋の運用に関する現状の問題点を踏まえ検討し、その対応について以下のように双方が進める。
- この取り決めの改廃は岐阜市薬剤師会電子処方箋対応ワーキンググループにおいて行う。
- この取り決めは電子処方箋（電子処方箋対応紙処方箋含む）のみの運用とし、紙処方箋は運用外とする。

<医療機関に関して>

1、準備段階

- ・電子処方箋管理サービスに登録する際の用法については、JAMI コードに準拠して作成する電子処方箋管理サービス独自の用法コードを使用できるよう、自施設の用法と電子処方箋対応の用法マスターを紐づける。
ダミーコードは極力なくす。
- ・紙処方箋に記載されている検査値については、電子処方箋（電子処方箋の控えは含まない）の備考欄等に表示する等対応を進める。
- ・処方箋発行科は処方箋に記載する。
- ・電子処方箋発行時の処方内容控えを従来の処方箋同様にファックス送信することの是非について病院内で再確認をする。
- ・一般名処方、後発への変更調剤の報告は、電子処方箋管理サービスに登録時にコメント欄へ変更内容を記載することで報告とし、別途従来の方法（郵送、FAX 等）での報告はなしで進める。

2、受付

- ・マイナンバーカードでの受付時に電子処方箋を選択した方が、本当に電子処方箋で良いか確認をする。

3、FAX 等で処方箋情報を送信後

- ・薬局から電子処方箋に関する相談窓口を設置するよう努める

<薬局に関して>

基本的に保険調剤のルールに則ることが原則であることは変わらない

1、処方箋受付

- ・常に電子処方箋に対応できる体制をとっておく
(HPKI の取得を進める)
- ・FAX を受信した日の閉局時間までに患者から連絡がない場合、原則薬局から患者に電話を入れる。
(epark からの FAX は患者の連絡先が記載してあるので参照する)
- ・FAX を受信した日の閉局時間までに患者と連絡が取れない場合、受付取消処理をすることとする。
- ・有効期限内に来局されていない患者へは、薬局から患者へ連絡を入れ来局を促す。
- ・来局した患者の電子処方箋の受付ができない時は、レセコンメーカーに確認を行い、それでも受付ができない場合は、処方箋発行元医療機関にその処方箋の現在の状態を確認する。

2、疑義照会

- ・疑義照会については従来通り病院のルールに従って行う。
- ・疑義照会后、処方薬と実際に調剤した薬が変わっている場合は、必ず備考欄(電子処方箋管理サービス登録時のコメント欄)に記載する。

3、周知

- ・患者に当該薬局が電子処方箋に対応している旨の文書を渡す等周知を行う。

<薬剤師会>

- 電子処方箋に現実対応している薬局（今後対応見込みではなく）の把握及び医療機関等への周知。
- 会員薬局に、患者に電子処方箋に対応している旨の文書を渡す等周知を促す。
- 各病院の電子処方箋に関する問い合わせ窓口の周知。
- 電子処方箋の処方内容控えを FAX 送信し、当日中に送信先の薬局へ行かない場合、必ず送信先の薬局に電話を入れるよう促すためのポスターを設置。
- HPKI 取得の推進。
- 事前合意プロトコルの報告方法の電子化の検討。